

関西 労災 職業病

関西労働者安全センター

2019. 3.10発行〈通巻第497号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : http://koshc.jp/



自治体非常勤職員の災害補償
 労災保険適用の非常勤職員 労働基準との公平確保には条例が必要 ・ 2

ハラスメント対策で法律案公表
 人権問題意識のない法案 7

死ぬまで元気です vol.11 右田孝雄 9

過労死防止大阪センター総会・シンポジウムのお知らせ 10

韓国からのニュース 11

前線から 15

全国／全国安全センターが地公災基金へ要請書 大阪／森岡孝二先生を
 偲ぶ 下関／底引き綱ロープで宙ぶりに 大阪／ローラー巻き込まれ事故

自治体非常勤職員の災害補償 労災保険適用の非常勤職員 労働基準との公平確保には条例が必要

地方自治体で働く非常勤職員には、地方公務員災害補償法が適用されず、本庁に勤務する非常勤職員には個々の自治体が定めた災害補償条例が適用され、それ以外の非常勤職員には労災保険法が適用される。なぜ本庁だけが別になっているかというと、労災保険法が「国の直営事業及び官公署の事業（労働基準法別表第一に掲げる事業を除く。）については、この法律は、適用しない。」（第3条）と規定しているからだ。

本庁以外で働いている非常勤職員というとどんな人が想像できるだろうか。実はこの労災保険が適用される人たちは、ずいぶんたくさんいる。保育所で短時間の勤務をする保育士、学校の非常勤の先生、清掃の事業に期間を定めて雇用された作業員、学童保育の指導員…。最近、報道されることが多い、児童相談所の相談員も期間を定めて雇用されていて、労災保険の適用となる人も少なくないようだ。

つまり地方自治体といえども、労災保険が適用される労働者の数は相当な数になっているのだ。労災保険だから、その地域を所轄する労働基準監督署に保険給付を請求するという民間と同じ手続きをすることになるので、公平、公正は大いに保証されそ

うに思える。ところが実際はなかなかそうはなっていない。

そのままでは最低限が守られない 非常勤の休業3日

労災保険の休業補償給付は、休業4日目から支給されることになっている（労災保険法第14条）。3日目までは、労働基準法で使用者は最初から平均賃金の6割を補償することが義務付けられている（第76条）ので、こちらを適用する。要するに休業補償は2段構えになっているわけだ。

労災保険が適用される地方自治体の非常勤職員も、休業補償給付は4日目からで、3日目までは雇用している自治体が補償するのは当然のことだ。

一方、常勤公務員の災害補償を定めた地方公務員災害補償法はどうかというと、「給与を受けないとき」は最初から休業補償が支給される（第28条）ことになっている。だから3日目までの補償という問題は生じない。地方公務員法も「補償されなければならない。」（第45条）とあるだけだ。

非常勤職員の3日目までの補償は労働基準法上、雇用している自治体に支払う義務

があるわけだが、地方公務員法は「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。」(第24条第5項)とある。つまり労働基準法の使用者としての義務を果たすためには、自治体は労災保険が適用される非常勤職員の3日目までの補償を支払うために条例を制定しておかなければならないのだ。

ところが驚くべきことに、この条例を制定していない自治体がきわめて多いのだ。たとえば大阪府の市町村の例規集を調べてみると、この条例を制定していない自治体のほうが多数派だ。条例が存在しない自治体の非常勤職員は、3日目までの補償をどのように受けているのだろうか。それとも労基法違反が放置されているのだろうか。

公務災害補償独自の補償適用には 条例制定が必須

労災保険による補償と公務災害補償の給付内容は、格差が出ることをないように均衡をはかる措置がとられている。福祉事業のいろいろな給付金についても、同じ制度となっている。たとえば就学援護金も大学、高校、中学と段階に応じて金額が定められているが、金額の改正についても一緒に引き上げるなどの措置がとられている。

それでも、いくつかの部分で違いがあり、それが格差とみられるようなものもある。その一つが、1月号でも触れた遺族特別援護金と障害特別援護金だ。

地方公務員災害補償法による福祉事業の一つである遺族特別援護金は、公務災害で

1860万円、通勤災害で1055万円、障害特別援護金は公務災害で第1級1540万円から第14級45万円が支給されることになっている。これは国家公務員災害補償法もまったく同じになっている。公務災害独自の制度として創設した趣旨は、民間企業で上積補償制度があることとの均衡をはかるというものだ。

だとすると、労災保険の適用となっている非常勤職員についても、当然にこの制度が適用されるべきだろう。公平さを保つためには、やはり条例を定めることにより、労災保険の給付以外の措置として、遺族特別援護金と障害特別援護金を支給することを明確にしておかねばならないだろう。

様々な制定状況

このような条例制定状況については、各自治体の例規集を点検すると分かるが、規定の仕方は様々だ。残念ながら多数派の、まったく制定されていない自治体、3日までの休業補償の支給だけを定めているもの、遺族特別援護金と障害特別援護金の支給を定めているもの、それに特別援護金以外でも不足する部分については補償や福祉事業を行うと規定するものもある。

少なくとも労基法違反とならない条例は必須だし、公平な補償も不可欠ということから、すべての地方公共団体で点検が必要なことではないだろうか。

ここでは参考のために、大阪府高槻市の規則を掲載しておくことにする。

高槻市

○労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の休業補償等に関する規則

平成10年3月25日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「法」という。)の適用を受ける非常勤職員(以下「職員」という。)の公務災害又は通勤災害(以下「公務災害等」という。)に伴う休業補償その他の補償及び福祉事業(以下「休業補償等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公務災害 法第7条第1項第1号に規定する業務災害をいう。

(2) 通勤災害 法第7条第1項第2号に規定する通勤災害をいう。

(3) 給付基礎日額 法第8条に規定する給付基礎日額をいう。

(休業補償等の実施)

第3条 この規則で定める休業補償等の実施については、休業補償等を受けようとする者の請求に基づいて当該職員の任命権者が行うものとする。

(休業補償)

第4条 職員が公務災害等による療養のため勤務することができない場合において、報酬その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、報酬その他の収入を得ることができない第3日目までの期間につき、1日につき給付基礎日額の100分の60に相当する金額を支給する。

(休業援護金)

第5条 前条の規定による休業補償を受ける職員に対し、休業補償が支給される期間につき、休業援護金として、1日につき給付基礎日額の100分の20に相当する金額を支給する。

(障害特別援護金及び遺族特別援護金)

第6条 法第12条の8第1項第3号に規定する障害補償給付又は法第21条第3号に規定する障害給付を受けた職員に対し障害特別援護金を、法第12条の8第1項第4号に規定する遺族補償給付又は法第21条第4号に規定する遺族給付を受けた者に対し遺族特別援護金をそれぞれ支給する。

2 障害特別援護金及び遺族特別援護金の支給については、高槻市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年高槻市条例第52号。以下「条例」という。)の適用を受ける職員の例による。

(その他の補償又は福祉事業)

第7条 前3条に定めるもののほか、法の規定による保険給付又は労働福祉事業が行われる場合において、条例を適用した場合に行うことができる補償又は福祉事業に満たないときは、その満たない分に相当する補償又は福祉事業を行うものとする。

(補償の請求方法等)

第8条 高槻市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年高槻市規則第36号)第8条本文、第10条及び第19条の規定は、この規則に基づく補償の請求方法及び支給方法並びに福祉事業の申請等について準用する。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、平成9年4月1日以降に生じた公務災害等について適用する。

独自の見舞金条例は 非常勤にも適用されるか？

地方公共団体がその雇用する職員について、どのような条件設定をするかは、民間と同じように様々だ。公務災害補償制度は、最低限の労働条件だから、日本中どこでも一緒になければならない。ただ上積みの補償制度となると、その自治体により様々であってかまわない。

実際、各地方自治体の災害補償に関わる条例を調べてみると、実際、様々であることが分かる。万が一の時の災害補償制度という性質上、どのような考え方にもとづき制度を設計するかというのは、その自治体の担当職員の考え方が影響するというのは容易に想像がつく。もちろん条例である以上、担当部局で慎重に吟味され、議会での審議が行われて制定されることになるのだが、格別の詳細な議論が行われない限り、条例案を起案した職員や部局の認

識が反映されることになるのだろう。

また、制度設計は先行して制定している近隣の自治体の例を参考にすることが多く、地域により公務災害上積補償制度の充実度は大きく差が開いているのが現状だ。その補償制度の内容（たとえば金額や支給方法など）については、次の機会に紹介することにする。ここでは、非常勤職員の取り扱いについて大阪府下の自治体に限って紹介してみたい。

特別援護金という地公災法の独自上積補

見舞金条例を適用する職員の範囲				
	条例適用	労災適用	学校医等	消防団
堺市	○	○		○
岸和田市	○	○		
豊中市	○	○	○	○
池田市	○	○	○	○
吹田市	○	○	○	
泉大津市	○	○	○	
高槻市	○	○		○
貝塚市	○	○		
守口市				
枚方市				
茨木市	○	○	○	○
松原市	○		○	○
箕面市	○	○	○	○
柏原市	○	○		
羽曳野市	○	○		
門真市	○	○		
摂津市	○	○	○	○
高石市	○		○	○
藤井寺市	○	○	○	○
泉南市	○	○	○	○
四條畷市	○			○
交野市	○	○		
大阪狭山市	○			○
阪南市	○	○		○
島本町	○	○	○	○
豊能町	○	○		○
能勢町	○			○
忠岡町	○	○	○	○
田尻町	○	○		○
岬町	○	○	○	○
太子町	○		○	○

大阪府、大阪市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、大東市、和泉市、東大阪市、熊取町、河南町、千早赤阪村は見舞金条例を制定していない。

償の問題については先に触れたが、ここで問題にするのは自治体独自の上積補償制度だ。通常「〇〇市見舞金条例」と題した条例により、民間企業の上積補償制度と同様に、被災職員や遺族には、死亡、障害について見舞金として一時金が支給される。都市部の地方自治体では、条例が制定されていることが多いが、全国的にみると、制定されているのは少数派だ。

大阪府下をみると、北摂地域の自治体はすべての市町で見舞金条例が制定されているが、その他の地域では制定されていないところも多い（インターネットで公開されている各自治体の例規集を調べた範囲によるもので、未掲載や、筆者の見落としによる場合もある。）

見舞金で非常勤を除外??

大阪府下 43 市町村のうち、見舞金条例が制定されているのは 31 市町村となっている。（大阪市は、休業補償、傷病補償年金の各受給者について、100%支給とする独自の補償条例があるが、見舞金条例を設

けていない。）

そのうち、労災保険が適用される職員を除外しているところは 8 市町となっている。さらに災害補償条例が適用される本庁の非常勤職員も対象から外しているところも 2 市ある。また、この表をみてあらためて驚いたのは、労働者ではない非常勤の消防団員はちゃんと対象に含めているのに、非常勤職員を除外しているところがあることだ。

8 市町の労災保険適用となる非常勤職員は、万が一、公務災害被災者となったときは、特別援護金の支給はなく、さらに見舞金の支給もない、つまり二重に差別されることになってしまう。すみやかに条例の改正は必須といえる。

ただ筆者が今回大阪府下の条例を点検してみても確認できたのは、かつて点検した 20 年前にくらべると、大きく改善していることだ。公務災害補償制度の充実は、各自治体やその職員組合などの努力で個々に改善されてきたものと考えられるが、もっと統一的な取り組みが行われてしかるべきではないだろうか。



中皮腫ポータルサイト
みぎくりハウス

<https://asbesto.jp/>



中皮腫患者による、中皮腫患者のための情報発信、
交流の場！！

お問い合わせは、**0120-310-279** 中皮腫サポートキャラバン隊

ハラスメント対策で法律案公表 人権問題意識のない法案

本誌 2019 年 1 月号で、ハラスメント防止対策の義務化について、労働法制審議会雇用環境・均等分科会がまとめた報告書が 2018 年 12 月 14 日に建議されたところまで報告した。

その後、2019 年 2 月 14 日に厚生労働省が「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律などの一部を改正する法律案要綱」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000478860.pdf>)として法律改正案を労働政策審議会に諮問し、「おおむね妥当」と回答した。さらに、3月8日に政府はこの法案を含む労働施策総合推進法を閣議決定した。今後、国会で審議される。

ハラスメント防止対策については、この要綱の中の「第二 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正」に書かれている。国の施策として、「職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な施策を充実すること」を規定。「職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して事業主が講ずべき措置等」として、「事業主は、職場において行われる

優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならないこととすること。」とした。また相談やそれに協力したことでの不利益な取り扱いなどを禁止する。そして、厚生労働大臣は、事業主が講ずべき措置に関して指針を定めること、となっている。

まず、この「職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題」という表現であるが、もともとパワーハラスメント対策であり、また専門検討会でも労働政策審議会でも労働者側が広く包括的定義を求めたにもかかわらず、使用者側が職場内だけのハラスメントに固執し続けた結果、このような表現になったのだろう。2012年に策定された「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」では、「職場のパワーハラスメントは、相手の尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに、職場環境を悪化させるものである」

3/8 日経 日本 組

第47778号

(明治26年3月29日第三種郵便物認可)

パワハラ防止 企業に義務

法案閣議決定 処分規定求める

政府は8日、職場でのパワハラ（パワーハラスメント）の防止義務を盛り込んだ労働施策総合推進法などの改正案を閣議決定した。企業に対して相談窓口の設置やパワハラをした人の処分の規定などを求める。働きやすい職場環境の整備に向けて前進する。今国会での成立をめざす。

セクシュアルハラスメントやマタニティーハラスメントは防止措置がすでに企業に課されているが、パワハラ対策は自

具体的には企業が講じる措置は成立後に策定する指針で示す。相談窓口やパワハラをした社員の処分内容を就業規則に設けるほか、相談した人らのプライバシーの保護などが盛り込まれる見込みだ。大企業で公布日から1年以内、中小は3年以上に義務化される。改正案ではパワハラを

主努力に委ねられている。ただ近年は社会的な関心が高まり、規制の必要性を求める声が強まっていた。

「優越的な関係を背景とした言動で、業務上相当の範囲を超えているもの」などと定義。具体的

2019年3月8日 日本経済新聞

と記載された。つまりパワハラはまず、「相手の尊厳や人格を傷つける許されない行為である」と強く行為そのものを否定する表現が使われていたのに対して、その概念は法律文の中ではなく、ただ「職場環境を害する言動」という表現のみになっている。いまや国際的にも職場における暴力および嫌がらせは、人権問題という認識であるにもかかわらず、このような軽い表現でしか法律に定められないことが非常に残念である。

いずれにしても、今後指針に詳細は定められることになる。指針がより良いものになるように、何らかの働きかけを行っていきたい。

な該当事例は指針で明確にするが、上司から部下への暴言などはパワハラと認定される可能性が高い。パワハラは被害者の心に大きな影響を及ぼす。職場環境が悪化し、生産性低下や人材流出につながるれば企業にも損失になる。特に中小企業では対策が進んでいない。全国の労働局に寄せられた労働相談では、パワハラを含む「いじめ・嫌がらせ」が7万2千件を超えた。これによる精神障害の労災認定も増える傾向にあり、社会問題化している。

死ぬまで元気です

Vol.11 右田 孝雄



こんにちは、中皮腫患者として昨年7月に無事2年の余命をクリアし、現在延長戦を闘いながらオプジーボを継続中です。

「中皮腫サポートキャラバン隊」として鋭意活動中でございます。中皮腫ポータルサイトもでき上がり、患者さんやご家族からは「参考になる」と評価をいただいております。そして、次なる目標を定めるために「新・7本の矢 2019バージョン」をスタッフで考え決定しました。それがこちらです。

「新・7本の矢 2019バージョン」

- ①ピアサポートネットワークの構築
 - ②中皮腫患者5年生存率50%突破
 - ③腹膜中皮腫の標準治療の確立
 - ④中皮腫患者の闘病生活実態の調査とQOL（生活の質）向上のための施策
 - ⑤中皮腫患者の手記出版
 - ⑥中皮腫フェスタの開催・CD制作
 - ⑦石綿肺がん患者の掘り起こし
- それぞれをご説明いたしますと、

①全国での講演会、交流会や個々のピアサポート活動、スカイプでの患者や家族の交流を継続していきます。また患者会内外を問わず要請があれば積極的に交流を図っていきます。

②中皮腫患者の生存率を引き上げるために、新薬や新しい治療法の開発や承認、

がんゲノム医療へのアプローチなどを積極的に取り組んでいきます。

③現在標準治療が確立されていない腹膜中皮腫に対する、オプジーボなどの免疫チェックポイント阻害薬や分子標的薬の治験を含めた標準的な治療の確立を目指します。

④中皮腫サポートキャラバン隊として全国各地の患者さんと交流した際、キャラバン隊が作成したアンケートに答えていただき、回答を今後の活動に活かします。

⑤北星学園大学教授の大島寿美子先生に協力を仰ぎ、全国各地でピアサポート研修受講生を募り、参加された方々が研修で書いた手記をまとめた本を出版します。

⑥過去の活動やアスベストの怖さを一般の方々に周知するために、音楽やダンス、お笑いなどのイベントの開催と、中皮腫サポートキャラバン隊のイメージ曲や応援歌を吹き込んだCDの作成を目指します。

⑦肺がん患者さんにアスベストによる疾病ではないかということを知り、まだ社会保障の認定を受けていない患者の掘り起こしをします。

今年はこの「新・7本の矢」の達成を目指して活動していきますので、応援の程よろしく願います。

第5回 過労死防止大阪センター総会・シンポジウム

『やりがい過労死』を考える

2019年4月25日(木) 18:30～:20:50 (開場:18:00)

エルおおさか本館7階 709号室 資料代:500円・事前申し込み不要
(大阪メトロ・京阪電車「天満橋駅」から西に約300m)

過労死は、いわゆるブラック企業の下での長時間労働が強制された結果生じるだけではありません。

教師は生徒のために、勤務医・看護師は患者のために、生協の職員はその理念のために、さらには会社員もその会社のために・・・

それぞれの思いをもって長時間勤務を行うなかで「やりがい過労死」が生じています。

「やりがい過労死」を生み出す「自発的」な長時間勤務の下には、使用者に「やりがい搾取」とも言える勤務時間管理があるのでは・・・

どの労働現場でも起こりうる「やりがい過労死」の実態とその防止策を考えましょう。

第1部 シンポジウム

◆講演「やりがい過労死」

松丸 正 弁護士 過労死弁護団全国連絡会議代表幹事

◆シンポジウム 「やりがい過労死を考える」

コーディネーター:岩城 穰 弁護士 過労死防止大阪センター副代表幹事
パネラー/生協職員・府立高校教員・私立高校教員・看護師

◆報告「ハラスメント防止対策の法制化をめぐる情勢」

大橋 さゆり 弁護士 職場のモラルハラスメントをなくす会世話人

◆遺族からのアピール

第2部 過労死防止大阪センター総会



後援(第1部):大阪労働局

主催:過労死防止大阪センター

<http://stopkaroshi-osaka.net/>

お問い合わせは上記サイトのメールフォームをお願いします。



韓国からの ニュース

■「直雇用」の道を開き「産業安全」の課題を残して

泰安火力発電所の下請け労働者として働き、昨年11月にベルトコンベアの事故で亡くなったキム・ヨンギョンさんの葬儀が、事故発生から2ヶ月目の7日から3日間、「民主社会葬」として営まれる。

政府と与党は5日、キムさんの死亡事故調査の真相究明委員会の構成、発電所の燃料・環境設備運転分野の正規職転換方案などを出した。事故の根本的な原因である「危険の外注化」に関する社会的な議論を喚起し、28年振りに産業安全保健法の全面改正を引き出し、公共機関の非正規職の正規職転換の踏み台となった。

これからは具体的な実践方案を作ることによって、「第二のキム・ヨンギョン」が出ないようにするという課題が残った。

葬儀は7日からソウル大病院の葬儀場で行われる。遺族の意志によって文在寅大統領と面談する。市民対策委は「労働者の死によって生まれた変化」と評価した。2019年2月6日 京郷新聞 キム・ソヨン記者

■2017年5月1日から抜け出せないサムソン重工業クレーン事故の被害者

2017年のメーデーに発生したサムソン重工業・巨済造船所のタワークレーン衝突事故以後、政府は産業災害のトラウマ管理プログラムを施行し、被害者の保護・支援を始めた。

事故当時、6人の労働者が亡くなり25人が負傷した。労働界によれば、事故当日出勤

した労働者は1623人、事故現場を目撃した労働者は少なくとも300人だ。12人が外傷後ストレス障害(PTSD)関連の労災を認められ、うち5人が事故の当事者で7人が目撃者だ。最近2人の被害労働者がトラウマを訴えて、勤労福祉公団に産業災害を申請した。

金属労組は「毎日を凄惨な記憶の残る現場で働かなければ生活できない労働者が完治するには、健康で安全な職場が保障されなければならない」。「政府は口先だけの対策でなく、中身を充実させるべきだ」と注文した。2019年2月11日 毎日労働ニュース イ・ウンヨン記者

■昨年、被災労働者の職業復帰率が65%を超えた

勤労福祉公団は、昨年療養を終えた被災労働者8万4011人のうち、5万4817人が職業に復帰し、復帰率が65.3%になったと発表した。被災労働者の職業復帰率は2016年に初めて60%を越え、2017年には63.5%を記録し、持続的に高まっている。

公団は個人別のオーダーメイド型のリハビリサービスを提供している。重症障害の被災労働者には、Jobコーディネーターが療養から職業復帰まで一対一で支援する。重大災害のトラウマ解消のために、心理相談など、社会リハビリサービスを提供し、先進国レベルの職業復帰率達成のために多様な制度改編を進めている。今年1月からは労災管理医師(DW)制度を導入した。患者に対して豊富な臨床経験を持っている熟練した専門医が、初期治療の段階から職業復帰に至る全過程に介在し、患者の早期リハビリと障害の最小化、円滑な職業復帰を助ける。2019年2月12日 毎日労働ニュース ペ・ヘジョン記者



■「良い大統領に会えて幸せ」キム・ヨンギョンさんの遺族

「良い大統領に会えて幸せだ。ムン大統領がおられて、ある程度解決できた。他の大統領ならもっと難しかっただろう」(キム・ヨンギョンさんのお母さんキム・ミスクさん)

泰安火力発電所のベルトコンベア事故で亡くなった青年非正規職労働者キム・ヨンギョンさんの遺族が18日、文在寅大統領と大統領府の参謀陣と会った。大統領はキムさんの遺族を慰め、真相究明と安全な職場作りのために努力すると約束した。

市民対策委によれば、懇談会は遺族と市民対策委の関係者が順に意見と要求事項を大統領に伝え、参謀陣と一緒に聞いていた大統領が答える方式で行われ、関連事項を担当している与党議員も、進捗状況、今後の解決方向について応えたという。

大統領は面談を終えて「生命と安全を利益より重視するように制度を作らなければならない。公共機関評価の時も、生命と安全が第一の評価基準になるようにする。非正規職の正規職転換にもスピードを上げる」と約束した。

面談の後、遺族と市民対策委の関係者たちは「大統領面談結果発表記者会見」を行い、一様に面談が成功裏に行われ、「大統領の真心が感じられた」という反応を示した。

記者会見を終えたキム・ミスクさんは「ヨンギョンのことは峠を越えたが、真相究明と責任者処罰のために行く道は遠い。皆さんも最後まで私を見守り、助けて欲しい」と話した。2019年2月18日 民衆の声 イ・ソヒ 記者

■「労働者を殺した職場が処罰される世の中を」

ファン・サンギさん(64)が「遺族と共にする企業処罰法の話の広場」で、自らと娘の話をした。「うちのユミはサムソンで働いて、白血病に罹って死にました。ユミは有害な化学薬品を使ったと言うのに、サムソンは使わなかったと言いました。私は娘の話信じました」。娘の話は間違っていなかった。1人、5人、12人、151人…。サムソンで働いて命を失った被害者は、確認されただけで昨年11月末現在151人、職業病被害者は全部で450人に達する。

「話の広場」は産業災害の被害者の遺族たちが重大災害を起こした企業に責任を問い、「重大災害企業処罰法」の制定を求める行事だ。泰安火力発電所の下請け労働者キム・ヨンギョンさんの死の後、産業安全保健法が28年振りに全面改正されたが、事故の再発を防止するための企業処罰には、依然としてはるかに遠いという問題意識から用意された。

ファンさんは国の役割を強調し、労働者が仕事で死んでも誰も処罰されない現実を改善するには、企業の責任を問う法の制定が必要だと話した。

この行事には、高校3年の時、済州のミネラルウォーター工場に現場実習に行き、機械に挟まれて亡くなった故イ・ミンホ君のお父さん、故キム・ヨンギョンさんのお母さん、



左から、故ファン・ユ미さんお父さんファン・サンギさん、故イ・민호くんのお父さんイ・サンヨンさん、源進レーヨン産業災害の被害者パク・ミンホさん、故イ・ハンビップDの弟イ・ハン솔さん、故キム・ヨンギユさんのお母さんキム・미스크さん

故イ・ハンビップロデューサーの弟、源進レーヨンの産業災害被害者のパク・ミンホさんも参加した。

キム・ヨンギユンさんのお母さんは「安全措置より人の命の値段が安いからと、安全措置もなしで働かせた」。「元請けがきちんと責任を取り、労働者を死なせた企業は処罰されるために、重大災害企業処罰法制定が必要だ」と話した。

カナダ、オーストラリア、イギリスなどで「企業殺人法」と呼ばれる重大災害企業処罰法は、ノ・フェチャン正義党議員などが発議して国会に係留されているが、きちんとした議論さえされていない。

重大災害企業処罰法制定連帯によれば、2001～2016年の間に、毎年平均2376人が仕事で命を失った。韓国の労災死亡率はOECD会員国で、2006年と2011年を除いて、23年間「1位」を記録している。2019年2月20日 京郷新聞 ソン・ミョン記者

■「職場内いじめ」とは何か

雇用労働部が職場内いじめを禁止する改正勤労基準法の施行を前に、いじめの予防と対応のために会社が事前に準備すべき事項を整理した「マニュアル」を出した。

マニュアルには、法による職場内いじめの概念と行為の判断基準、予防活動や社内での解決の手続きを作る時に考慮する事項、就業規則の標準案などが盛り込まれた。労働者が

10人以上の事業場は、7月の法施行の前に、関連内容を就業規則に反映しなければならない。

「職場内いじめ」は、使用者や労働者が△職場での地位または関係の優位を利用して、△業務上の適正範囲を越えて他の労働者に、△身体的・精神的苦痛を与えたり勤務環境を悪化させる行為、と定義される。雇用部は具体的に「身体に対して暴行したり脅迫する行為」「持続・反復的な悪口や暴言」「他の職員の前またはオンライン上で、侮辱感を与えたり個人的な評判を立てるなどの名誉を傷つける行為」「合理的な理由なく、繰り返し個人の手伝いなど私的な用務を指示する行為」「合理的理由なく、業務能力や成果を認定しなかったりばかにする行為」等を例に挙げた。就業規則に、社内で禁止される職場内いじめ行為と予防教育、事件処理手続き、被害者保護措置、行為者制裁、再発防止措置などを規定しなければならない。

法改正を主導した労働人権団体「職場の甲質119」は、「社長や部署の長から甲質にあった職員が会社に申告することは、解雇や不利益を甘受する位の勇気が必要」で、「雇用部のマニュアルには、匿名申告など重要な部分が抜けている」と指摘した。2019年2月21日 ハンギョレ新聞 パク・キョン記者

■安全保健の新しい30年を開くキーワード「労働者参加」

昨年末に国会を通過した産業安全保健法の全面改正は、2020年1月16日から施行される。1990年に一度改正された産業安全保健法が、28年振りの大手術を受けた。二度の改正の背後には二人の青年の死があった。1988年に温度計の工場で水銀中毒で死亡した15才のムン・ソンミョン君と、2018年に火力発電所でコンベアに挟まれて亡くなった24才のキム・ヨンギョンさんだ。二人の間の30年間で変わったものは何だろうか。今私たちは何を变えれば労働者の死の行列を防げるのか。

22～23日、「安全保健の新しい30年を開こう」をテーマに「2019労働者健康権フォーラム」が開かれ、労働安全保健活動家と専門家180人が会した。

政府が集計した産業災害統計によれば、2001年から2016年までに3万3902人が労災で亡くなった。民主労総のチェ・ミョンソン労働安全保健室長は「労働者健康権運動をして無数の闘いを展開し、新しいパラダイムで法・制度の変化を作ってきたが、労災は30年間減っていない」と批判した。

ペク・トミョン・ソウル大保健大学院教授が一般人口の死亡率と労災死亡万人率を比較したところ、2000年以後の一般人口の死亡減少率が労災死亡の減少率より高かった。労災死亡の減少は社会全般の事故死亡が減少した結果であって、事業場の労災予防の効果ではないと分析した。事業場の重大災害の態様と頻度はもちろん、代表的な職業病である騒音性難聴と重金属中毒が減らないのも同じように解釈される。

チェ・ミョンソン室長は「全面改正された産業安全保健法を現場に定着させるには、労働者参加を大幅に拡大しなければならない」と主張した。

同じ期間に、判例で労働者の健康権はどれ位進展したのだろうか。クォン・オソン誠信女子大教授(法学)は「私たちは日常的に労働者健康権という言葉を使うが、判例から労働者健康権という言葉を見つけるのは難しかった」と話した。「労働関係法は使用者に安全(健康)配慮義務を賦課することによって、労働者の健康を守ろうとしている」。「労働者自らが自身の健康問題に関して法的な主張ができる『権利』として把握された概念ではない」と指摘した。

今回の健康権フォーラムを貫くキーワードは「労働者参加」だ。泰安火力発電所は、キム・ヨンギョンさんが死亡するまで、非正規職の作業環境改善要求を30回以上も無視した。「設備を改善するには金がかかる」が理由だった。

ソン・ジンウ労働安全保健研究所執行委員長は「安全を権利として宣言することに終わってはいけない」とし、「権利を実現できるように労働者の参加を実質的に保障するためには、制度整備がカギ」と話した。このためには事業場の産業安全保健委員会を全面的に拡大し、権限・機能を強化しなければならない。「過半数労組がない場合には、勤労者の過半数を代表する勤労者代表制を現実合うように手入れし、労働者の作業中止権を具体化しなければならない」と注文した。2019年2月25日 毎日労働ニュース キム・ミョン記者

(翻訳：中村猛)



前線から

全国安全センターが 地公災基金へ要請書 請求を阻害する所属長の証明欄

全 国

全国労働安全衛生センター連絡会議では、この2月5日に地方公務員災害補償基金に要請を行い、基金事務局との話し合いを行った。

労災保険にくらべて公務災害の認定請求という手続きがあることにより、所属長や任命権者を通すという間接請求になってしまう問題がかねてより指摘されてきたところだ。たとえば上司である所属長のパワーハラメントにより精神疾患を発症したという公務災害認定請求であっても、「公務災害認定請求書」の様式には、「3 所属部局の長の証明」欄や「5 任命権者の意見」欄があり、両方も押印して証明することになっている。

もちろん地方公務員災害補償法の規定は、所属長や任命権者が公務上災害であると認めなくても被災者に

は請求する権利があることは明確なのだが、請求書はそうした請求を阻むかのような様式となっている。

この点について、地公災基金は一昨年11月に様式の欄外にある「注意事項」で、『3 所属部局の長の証明』の欄の証明が困難である場合の取り扱いは、地方公務員災害補償基金に相談すること。」という新たな記述を加える改正を行っている。

あまりよく意図が伝わらない注意書きだが、基金はずっと前の平成23年11月25日に各支部事務長あての事務連絡で次のように説明している。

「2 公務災害認定請求書等の取扱いについて

公務災害等の認定請求に当たっては、被災職員に対し、災害の発生状況等の内容について当該職員の所属部局の長の証明を受けた証

明書の提出を求めているところ です。

しかし、所属部局の長において災害の発生状況等についての把握が困難であり、公務災害認定請求書等の記載内容について証明ができない箇所がある場合も見受けられるようです。このような場合については、当該箇所が証明困難である旨を公務災害認定請求書等の所属部局の証明欄等に記載のうえ、被災職員が速やかに任命権者を經由して基金に当該公務災害認定請求書等を提出できるよう、任命権者を通じて所属部局の長に対し周知いただきますようお願いいたします。

また、被災職員が証明を受けようとして、公務災害等の認定請求書を所属部局の長に提出したにもかかわらず、長期間証明がなされない等、やむを得ない事情により証明がなされないまま被災職員等から基金に対して公務災害等の認定請求がなされる場合も想定されます。このような場合には、基金支部において所属部局の長等に状況を確認するなどして、迅速かつ公正な事務処理に努めていただきます

すようお願いします。」

この事務連絡の徹底を図る趣旨で様式の改正を行ったという。さらに一昨年の事務連絡では、所属部局長が証明できない場合の記入方法や添付する申立書の例なども示されている。いずれも基金の支部事務長あてのものだ。

そうとう改善されたということもできるだろう。ただし、これらの事務取扱についての連絡はあくまで基金支部あてのもの

になっているわけで、肝心の被災労働者に届くものとまでなっていないというところが問題ではないだろうか。あくまで基金は請求手続きが任命権者を通じることを前提としていることに変わりはなく、被災者が直接請求できるとダイレクトに伝えることはしないのである。

地公災法の法律の趣旨自体の問題として、今後も改善を求めていく必要があるだろう。

し、尽力された。法律制定後、大阪にも過労死防止センターを立ち上げることになったとき、広く様々な団体に声がかけられたのは、森岡先生の考えだったと聞いた。政党や党派、業種など関係なく、過労死防止のテーマでたくさんの団体をつなぐことに成功したのは、先生の人脈や人柄という魅力もあったからだったと思う。

追悼シンポジウムのテーマは「森岡孝二の描いた未来 私たちは何を引き継ぐか」。記念講演は、毎日新聞新潟支局長の東海林智さん。現在も記者という立場を超えて取り組まれている過労死の問題と森岡先生との関わりを熱く語られた。その後も、過労死を考える家族の会、過労死弁護士、厚生労働省職員、株主オンブズマン、起訴経済化学研究所、働き方 ASU-NET と様々な団体の方が、森岡先生の思い出や、先生から託されたもの、今後の展望について語った。最後にご子息の森岡真史さんが父親として、また研究者としての森岡先生の姿を話し感動を呼んだ。

森岡孝二先生を偲ぶ 過労死防止法制定に貢献

大阪

2月23日シティプラザ大阪にて、昨年8月に亡くなられた森岡孝二先生の追悼シンポジウムが開かれた。300人が集まり、故人の思い出を語り、偲んだ。

森岡先生は6月の地震で



被災され、自宅は一時ライフラインが断たれたと聞いていた。その後、7月はかぜなどで体調を崩され、少し回復して会議でお会いしたときに、「大変でしたね」と話したところだった。本当に突然の死だった。

当センターと森岡先生が直接関わるようになったのは、つい最近、過労死防止大阪センターの設立準備会からだ。

過労死等防止対策推進法を作るために、何度も上京

参加者には、追悼記念誌が配られた。116人による追悼文と、森岡先生の経歴、業績の記録、写真や新聞記事が収められた。また、亡くなる前に構想されていた新著「雇用身分社会の出現と労働時間」（桜井書店）が刊行された。

過労死防止大阪センターは、森岡先生の死により事務所を維持できなくなり、また人手不足問題で活動を継続するのが精一杯な状態陥っている。今後、ネットワークの強化と人材確保を図っていかなければならない。

実習の継続は不可能だと思われる。

事故発生日が2018年10月4日であるが2018年7月に日本に来たため来日後わずか3ヶ月での受傷ということになる。経験の浅いまま、作業スペースが狭い船上において、波に揺られて不安定な体勢での作業であったことが一因かもしれないが、国土交通省のホームページで検索してみると、10年間で116件のローラーに巻き込まれるような同種の事故が報告されており、そのうち約半数は被災者が死亡している。事故報告書を読むと、一人で作業をしていたために巻き込まれたことに他の船員が気付かず、揚網機を停止しなかったことから死亡したものや、一人で乗船していた

底引き網ロープで宙づりに 技能実習生重傷労災事例1

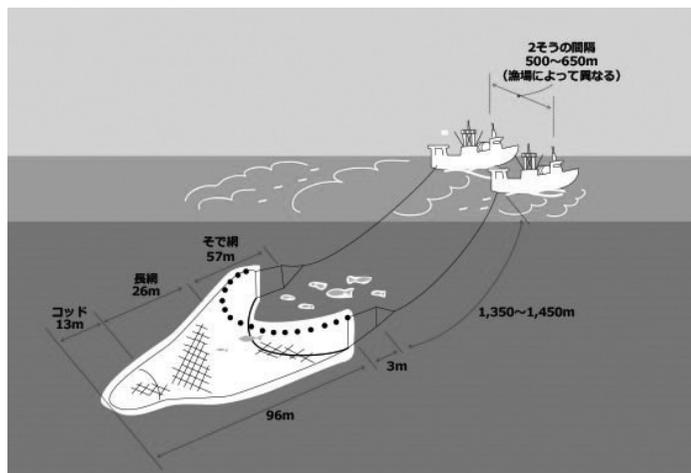
下 関

底引き網漁の漁船の船員として働いていた外国人技能実習生が右足を負傷した。下図のような二艘曳漁業の船舶に乗船中、「揚網後、片船へロープを渡す作業中に、からんでいたロープを手で直そうとしたとき、束ねていたロープの上に足を置いてしまったため、すでに片船に繋がれていたロープが波の影響で引っ張られ、右足首にロープが絡み、負傷した」（事業所による事故報告から）。

本人によると「波の影響」ではなく、船舶に設置されたロープリールが巻き取るロープに足が巻き込まれて吊り上げられたという。

幸いにも切断まで至ら

ず、本人の希望で再建手術を繰り返していたところ、骨癒合前にリハビリを開始したことが原因で状態が悪化し、更なる治療が必要になってしまった。いずれにせよ足首関節の用を廃するほどの重傷であったため、治癒後も船舶における技能（事業所 HP から）



ためにほかに誰も機械を停止する者がいなかったことが原因として記載されている。

巻き込まれ対策として揚網機の非常時自動停止など

の安全装置があればこのような事故にはつながらなかったはずであり、前途ある発展途上国の若者に重い障害を残した責任は大きい。

ず、作業について現場での判断に頼っていたのではないだろうか。

被災者としては残り1年残す技能実習期間について、重い障害を残したまま就労するか、実習を中止して帰国するか悩んでいるところだが、残るにしても技能実習を継続する要件を満たさないおそれがある。職種ごとに求められる必須の実習内容が、手が不自由であることで実施できないためである。

事業所も発生した事故には責任を痛感していて、被災者の雇用を継続して可能な作業に従事してもらってもりているが、平成29年施行の技能実習法において外国人技能実習制度の趣旨を徹底する方向に舵が切られたことにより、求められる実習が実施できないという理由で在留の更新が認められないことがありうる。事業所からも協力を得て解決していかなくてはならない問題である。

ローラー巻き込まれ事故 技能実習生重傷労災事例2

大阪

食品製造工場で働く外国人技能実習生が機械に腕を巻き込まれて負傷した。新たな部署に異動した約3ヶ月後の事故である。左手首の用を廃する重傷で、手首だけではなく手指の機能にも重い障害を残すことになった。

シート生地を製造する機械において、ローラーを清掃する際に電源を切らず、ローラーを回転させたままヘラで生地のカスをこそぎ落としていたところ、ヘラだけではなくヘラを持っていた左手が巻き込まれてしまったというのが事故の詳細である。

事業所において定められていた作業手順によると、電源を落としてから清掃作業をすることになっていたが、現場では効率を優先し

て機械を止めずに清掃するよう指導していた。また、本人によると、その指導をしたのはアルバイト社員だったという。これまで機械を停止しないまま清掃作業をしてきて一度も事故が発生しなかったこと、ローラー間の幅も3cm程度であり、外から見ると「こんなところに大人の手が入るかな？」という幅だったということもあり、こんな機械でケガをすることはないだろう、という慢心が今回の事故につながったようである。

外国人技能実習生を受け入れる企業としては事業所規模も大きく、機械の改善にもすぐに取り組み、再発防止策も徹底している。しかし規模が大きいことにより、細かい指導が行き届か



2月の新聞記事から

- 2/1** 大阪府藤井寺市の私立大阪緑涼高で昨年3月、自殺した男性教頭(53)について、羽曳野労働基準監督署は長時間労働と上司とのトラブルが原因だとして労災を認めた。1月25日付。労基署は「管理監督者」には当たらないと認定。労基署は適応障害を昨年3月中旬に発症し、発症前2カ月間の時間外労働は少なくとも月130時間、147時間だったとした。
- 2/3** 東京五輪・パラリンピック関連の建設現場で働く人たちの労働環境について、国際建設林業労働組合連盟(BWI、ジュネーブ)の聞き取り調査が東京都内で行われた。すでに2件の労災死亡事故が発生したことを受けたもの。結果は組織委員会などに提出される。BWIに加盟する労組「全国建設労働組合総連合(全建総連)」が依頼を受け、新国立競技場や選手村などの建設現場で働く労働者40人を集め、意見交換とアンケートをした。
- 2/4** 東京電力福島第1原発事故の除染で生じた汚染土壌などを保管する中間貯蔵施設(大熊町、双葉町)で、いわき市の土木作業員女性(64)が倒木の下敷きになり1時間半後に死亡した。中間貯蔵施設の工事中に作業員が死亡した事故は初めて。女性は不燃物を選別する作業に当たっていた。
- 2/8** 住友重機械工業の社員で、子会社の住重フォーミング(神奈川)に向向していた20代の男性が2016年11月、会社の寮の屋上から飛び降りて自殺しようとしたのは、長時間の残業による精神疾患が原因として、横須賀労働基準監督署が昨年10月、労災認定していた。労基署は、男性が16年5月以降、通常業務に加え、外国の機関による監査に対する準備や研究などを命じられ、月100時間を超える残業や、13日間連続の勤務をしていたと認定。自殺未遂後、救急搬送先の病院で適応障害と診断され、業務で強い心理的負荷があったと判断した。大阪市内のうどんチェーン「小雀弥」の店長だった男性(34)が2009年に自殺したのは、長時間労働によるうつ病が原因だとし、遺族が店側に約8000万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審で、大阪高裁で和解成立。店側が解決金1000万円を支払う。1月17日付。和解条件には、店側が遺族に哀悼の意を表すると盛り込まれた。「田中貴金属工業」(東京都千代田区)で働く20代女性が、上司からセクハラを受けPTSDを発症したとして、平塚労働基準監督署に労災申請した。2019年1月22日付。女性は2011年に入社し神奈川県内の工場に配属された。工場長からのパワハラ、別の男性上司から無理やり性行為をされ、2016年9月ごろから休職し、適応障害を発症。2017年11月ごろに職場復帰したが休職前の部署に戻され、2018年3月下旬ごろ新入社員の歓迎会で、さらに別の男性上司からセクハラを受けた。
- 2/12** 2016年に過労自殺した女性研修医(37)の遺族が、研修医の勤務先だった新潟市民病院を運営する新潟市などを労働基準法違反容疑で刑事告発していた問題で、新潟労働基準監督署は市などを新潟地検に書類送検した。送検は8日付。市などは17年1〜6月に延べ90人の医師に最大月177時間の時間外労働をさせた疑い。
- 2/13** 平成29年10月26日、東京電力福島第1原発構内で作業中に倒れ、致死性不整脈で死亡したいわき市の自動車整備士、猪狩忠昭さん(57)の遺族が、勤務先の会社や東電など3社に計約4300万円の慰謝料を求め、

福島地裁いわき支部に提訴した。死亡前半半年間の残業時間は月平均110時間超。いわき労働基準監督署は昨年10月、死亡は長時間労働による過労死として労災認定。

宮寺石綿理化工業(現ミヤデラ断熱)の名古屋市西区にあった工場で、1960年から約10年間働いていた愛知県あま市在住の77歳の男性が、アスベスト被害で損害賠償を求める訴えを起こした。男性は石綿製品の運搬作業などに従事し、2010年に良性石綿胸水と診断され労災認定を受けた。

- 2/14** 佐賀県職員2人が相次いで自殺し、地方公務員災害補償基金が、長時間労働などによる精神疾患が原因と認めていた。県は、損害賠償計約9000万円を遺族に支払う方針。職員は30代の男性副主査と、50代の男性係長。所属部署は別。副主査は2012年に自殺。本庁で事務を担当し、死亡前約1カ月の時間外勤務時間は133時間だった。同基金は16年に認定。係長は13年に自殺。本庁で事務に携わり、死亡前約1カ月の時間外勤務時間は月97時間。職場の組織管理の面でも負担があり、精神疾患を発症。17年に認定された。

クボタ(大阪市)は兵庫県尼崎市の旧神崎工場内外のアスベスト被害について、周辺住民と元従業員の被害者数が2018年12月末時点で計571人になったと公表した。うち死亡は519人。救済金を請求した周辺住民は342人となり、うち317人が死亡。元従業員の被害者は229人で、うち202人が亡くなった。

- 2/16** 1月23日に宇部・山陽小野田消防局の20代の男性職員が職場でのパワハラやいじめをほのめかす遺書を残して自殺していた。消防局は弁護士など外部の専門家などによる委員会を設置して調査をする。

- 2/20** 2024年度から医師に適用する残業時間規制に関し、厚生労働省は研修医や地域医療体制確保のために必要な勤務医らに特例で認める上限を、休日労働を含め年1860時間とする方針案を明らかにした。初期・後期研修医や高度な技能を持つ医師を育成するため、一定期間に集中的に診療が必要な場合の上限案も初めて示し、同様に年1860時間とした。いずれの特例も、適用する医療機関を都道府県が特定。

- 2/21** 授業準備や部活指導などで長時間労働を強いられ、適応障害を発症したとして、大阪府立高校の男性教諭(31)が府に計200万円の損害賠償を求め大阪地裁に提訴する。男性は16年に現在の勤務校に赴任。17年度には、世界史の教科担当とクラス担任に加え、運動部の顧問、生徒の海外語学研修で引率責任者も任された。17年7月ごろに適応障害を発症した。

- 2/26** 北九州市は非常勤職員やその遺族が過去にさかのぼって公務災害の認定を請求できるように、制度を再改正した。国から請求できる仕組みの整備を求められ、市が昨年10月に制度改正したが、改正前の事案は請求を認めていなかった。

技能実習生として愛知県豊橋市の大葉栽培農家で働くミャンマー女性5人が、1日15時間以上の単純労働を強いられる一方、見合う賃金が支払われていないなどとして、豊橋労働基準監督署に労働基準法違反に当たると申告した。ワ・ワ・ルインさん(33)らは2017年以降、雇用先農家で大葉の結束とパック詰めをし、賃金は1パック当たりの歩合制だった。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259